

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	セントラル硝子株式会社	コード	4044
提出日	2026/6/4	異動(予定)日	2026/6/26
独立役員届出書の提出理由	2026年6月26日開催予定の第112回定時株主総会定時株主総会に、社外役員の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし		
1	河田正也	社外取締役	○														○		有	
2	石原詩織	社外取締役	○															○		有
3	照井恵光	社外取締役	○															○		有
4	西村俊英	社外取締役	○																△	有
5	三箇山俊文	社外取締役	○																○	有
6	後藤昌子	社外取締役	○																○	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		河田正也氏は、社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する役員であり、取締役会の判断の公正性を担保、且つ、恣意的な判断を排除する役割を担える方です。また、長年にわたり、上場企業の経営に携わってきた豊富な経験、見識を有しており、経営者の視点で、取締役の業務執行に対して、経営全般に関する専門的な観点から十分な助言と監督を期待できると判断し選任いたしました。
2		石原詩織氏は、社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する役員であり、取締役会の判断の公正性を担保、且つ、恣意的な判断を排除する役割を担える方です。また、長年にわたり、弁護士として企業法務に携わってきた豊富な経験、見識を有しており、取締役の業務執行に対して、当該知見を活かして専門的な観点から十分な助言と監督を期待できると判断し選任いたしました。
3		照井恵光氏は、社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する役員であり、取締役会の判断の公正性を担保、且つ、恣意的な判断を排除する役割を担える方です。また、長年にわたり、行政官として産業政策に携わり、また上場企業において社外取締役として経営に携わってきた幅広い経験、見識を有しており、当社のビジネス環境や経営全般に対して、独立的な立場から十分な助言と監督を期待できると判断し選任いたしました。
4	西村俊英氏は太平洋セメント株式会社の出身であり、当社と当社との間には取引関係がありますが、その取引金額は2025年度において当社売上原価の0.1%未満であることから、当社の売上原価に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく同氏は独立性を有すると考えております。なお、同氏は現在、相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではありません。	西村俊英氏は、監査等委員である社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する役員であり、取締役会の判断の公正性を担保、且つ、恣意的な判断を排除する役割を担える方です。また、長年にわたり、経営に携わってきた豊富な経験、見識を当社の経営に活かし、又、監査等委員会の一員として、客観的かつ独立的な立場で取締役の職務執行の監督及び監査を適切に行うことが期待できると判断し選任いたしました。
5		三箇山俊文氏は、監査等委員である社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する役員であり、取締役会の判断の公正性を担保、且つ、恣意的な判断を排除する役割を担える方です。また、長年にわたり、上場企業の経営に携わってきた豊富な経験と見識を当社の経営に活かし、又、監査等委員会の一員として、客観的かつ独立的な立場で取締役の職務執行の監督及び監査を適切に行うことが期待できると判断し選任いたしました。
6		後藤昌子氏は、監査等委員である社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する役員であり、取締役会の判断の公正性を担保、且つ、恣意的な判断を排除する役割を担える方です。また、長年にわたり、公認会計士として企業会計及び監査に携わってきた豊富な経験と見識を当社の経営に活かし、又、監査等委員会の一員として、客観的かつ独立的な立場で取締役の職務執行の監督及び監査を適切に行うことが期待できると判断し選任いたしました。

## 4. 補足説明

社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準は、以下の基準に抵触しない方としております。 ①当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者 ②当社の主要な取引先又はその業務執行者 ③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家 ④当社の主要株主又は主要株主の業務執行者 ⑤当社又はその子会社の業務執行者
---

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。